

第4回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会 出席者名簿

1. 委員

氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	WEB出席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	出 席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	出 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	WEB出席
新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長	出 席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	出 席

2. 事務局

氏名	主な役職
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部技監
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

第4回分収造林事業あり方検討会 座席表

県庁北新館
5-A

Web出席
土井委員、浅見委員

モーター

事務局

傍聴

○
立花会長

○
○
○
○
○

泉委員
家森委員
北委員
新永委員
久保委員

記者
報道

事務局

西川技監
水野課長

(出入口)

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4回滋賀県分収造林事業あり方検討会
令和7年(2025年)5月13日
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

一般社団法人滋賀県造林公社の行う 分収造林事業のあり方の方針(案)

➤ 検討スケジュール

○今回は、これまでの議論を踏まえた「あり方の方針（案）」について議論

01 R 6. 9. 13

長期収支公表

公社の概要・歴史
長期収支見通し
他県公社の状況



02 R 6. 11. 8

長期経営計画
検証と評価



03 R 7. 2. 20

検討の方向性

これまでの議論を踏まえ、
検討の方向性について整理



04 R 7. 5. 13

あり方の方針

これまでの議論を踏
まえた県としての方
針（案）を提示



05 R 7. 8頃

とりまとめ

検討会での議論を
とりまとめる



※ 適宜、市町等へ協議・説明

第3回分収造林事業あり方検討会の検討状況

○ 公社問題を通じて**県が果たすべき責任を前提に**、分収造林事業のあり方、公社組織のあり方、今後の森林整備のあり方について、**想定される方向性を示し議論を行った。**

県民への責任
子どもに課題を残さず、**造林公社問題の真の解決を目指す責任**

自然への責任
県内の森林（奥地水源林）に寄り添い、**琵琶湖や生態系と共に生きる責任**

下流への責任
将来的に森林の水源涵養機能を維持し、**近畿1,450万人の水源を守り続ける責任**

<分収造林事業のあり方>

★ 今後の方向性として、**事業の廃止（短期・中長期的）**もしくは、**皆伐再造林の選択肢を検討**

<公社組織のあり方>

★ 今後の方向性として、「**解散**」、「**経営を縮小し存続**」、「**新たな役割を与え存続**」、「**解散し、県組織に吸収**」の4案で検討

<今後の森林整備のあり方>

★ 今後の方向性として、**県で管理・公社で管理・県と市町の広域連携による管理**の3案で検討



これまでの3回のあり方検討会での検討状況を踏まえ、現時点で、滋賀県として考える分収造林事業のあり方、公社林整備のあり方、公社組織のあり方について、その方針(案)を提示する。

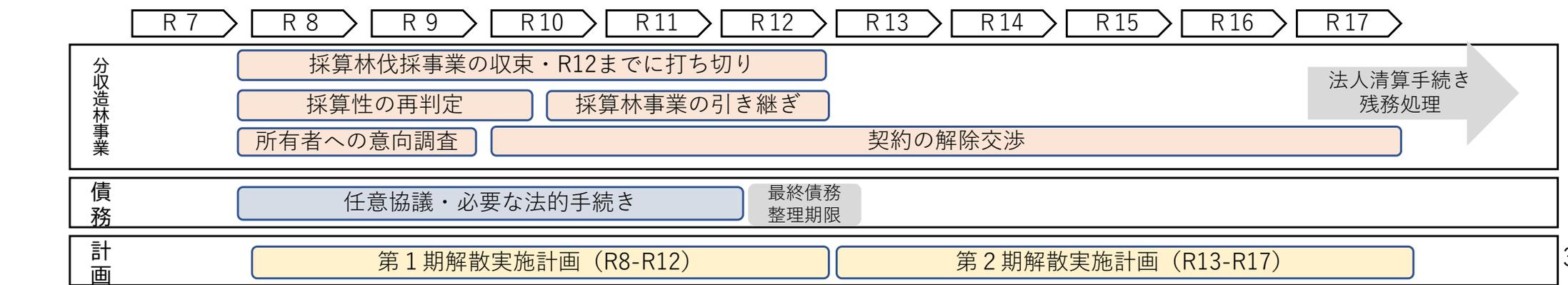
分収造林事業のあり方

★ 分収造林事業のあり方の方針（案）

現在の社会経済情勢下では、伐採収益で総額約188億円の債務弁済を行う事業スキームは実質的に破綻状態である。そのため、これまでの経営に区切りをつけ、将来に持続可能な森林整備の形へ移行するために、造林公社が行う分収造林事業は中長期的（5～10年を目途）に収束させる方針とする。

事業収束に向けた基本方針

分収造林契約の取り扱い	採算林の伐採	債務整理	長期計画・中期計画
<p>契約満了を待たずに、契約上の公社の持分を放棄する形で、契約の合意解除を行い、森林の所有権を土地所有者へ返還する。</p>	<p>県として、分収造林事業の継続によって債務弁済を受ける目的での団体運営費の支援は、継続できない。</p> <p>団体運営費支援が無くなる前提で、採算性を再判定し、事業収束に向けて、採算林伐採事業の打ち切りを図る。</p>	<p>整理の必要な債務額のうち、少なくとも、滋賀県が保有する債権については、将来的な全額放棄を念頭に、債権者－債務者間で債務問題の解決を図るための任意協議を進める。</p>	<p>中期経営改善計画は、令和7年度末に、長期経営計画は、債務整理に目途が立った段階で、廃止する。</p> <p>今後は、5年を計画期間とする解散実施計画を策定し、必要な手続きを進める。</p>

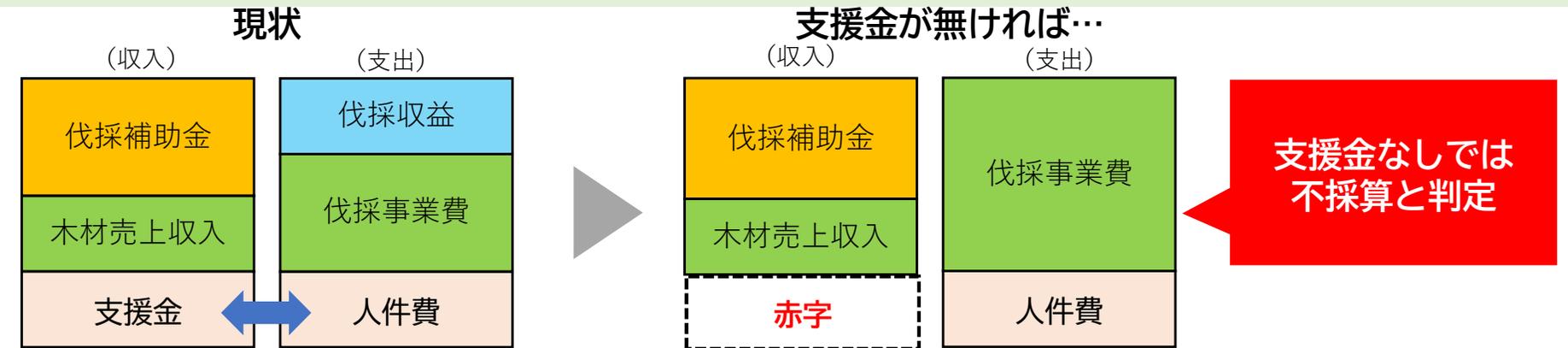


分収造林事業のあり方（運営費支援の考え方）

- 県は公社へ団体運営費支援として毎年度約2億円を拠出。公社は、この支援金を経営の基礎として分収造林事業を実施し、伐採収益から債務弁済を実施している。
- 毎年度の債務弁済は平均約6,000万円で、**県の資金収支上は毎年度1.4億円の赤字が累積し続ける状況**
- 県としては、このまま事業を継続したとしても**債務全額の弁済が不可能な見込み**であれば、これ以上、**分収造林事業を継続する目的での団体運営費支援は継続できないと判断。**



- 公社では、**分収造林事業にかかる人件費を県からの団体運営費支援金で充当することを前提に、事業地の採算性を判定**している。
- 団体運営費支援金が無ければ、**ほぼ全ての事業地で不採算林判定**になると推察される。



一般社団法人滋賀県造林公社の組織のあり方

<あり方検討会での組織のあり方に関する主な意見>

- ・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。
- ・県と公社に責任が分離した状態でお互いに牽制がかからなかったことがこの問題の原因ではないか。
- ・採算林と不採算林を同時に扱ってきたことが公社に関する判断を歪ませてきた一つの要因。
- ・今後の公的な役割が環境林整備や森林管理に特化するのであれば、担う組織に機動性や柔軟性は不要。
- ・環境林整備に特化するのであれば、安定的な管理や政策決定、県全体の森林を俯瞰した政策判断が必要。

◎分収造林契約解除後の公社林の取り扱い（案）

採算林

- ・森林組合をはじめとする民間林業事業体へ伐採事業を引き継ぎ、**林業経営を推進**する。

不採算林

- ・所有者管理が難しい森林を対象に、**公的管理を推進**する。

あり方検討会での議論を踏まえ、今後の公的役割は、不採算林への環境林整備・森林管理に特化する

★ 公社の組織のあり方の方針（案）

造林公社は、分収造林事業の収束が完了した段階で**解散**する。

※事業収束までの間、団体存続に必要な県からの支援は継続する。

公社林整備のあり方(案)

既に林業公社を解散した自治体の多くが採算林を対象にした県営林化による公的管理を選択

区 分		内 容	
公社解散	他団体へ事業譲渡 (1 県)	群馬県 (H25★) ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率 6 割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡	
	県営林化	直営で管理 (5 県)	岩手県 (H19)、栃木県 (H25★)、神奈川県 (H22★)、山梨県 (H28★)、奈良県 (H28★)
		森林組合へ委託 (8 府県)	青森県 (H25★)、茨城県 (H22)、福井県 (H25)、愛知県 (H25★)、京都府 (H26★)、広島県 (H27★)、愛媛県 (S55)、大分県 (H19)

★は三セク債の活用により林業公社を清算

<分析>

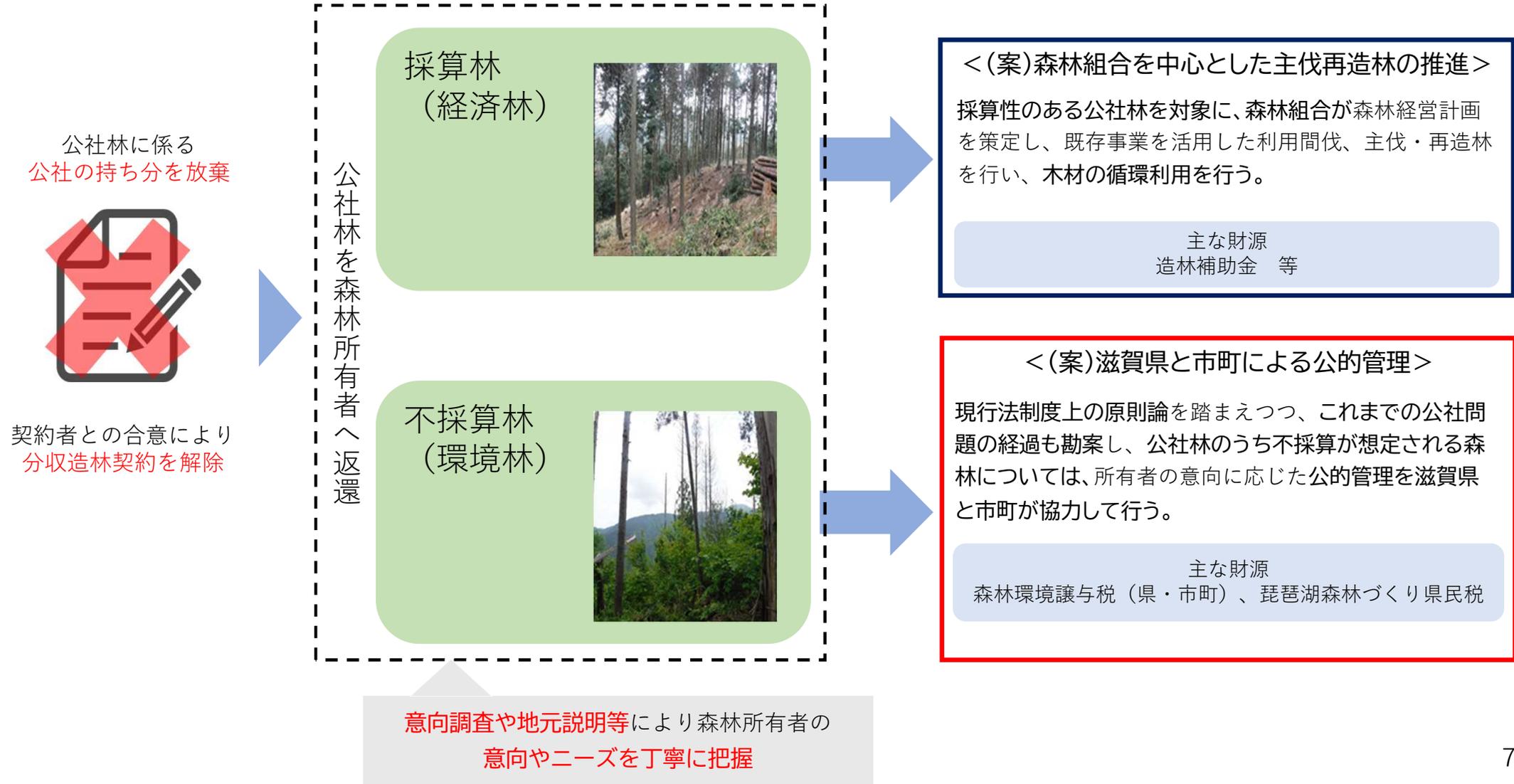
県営林化とは、自治体が林業公社の分収造林契約を引き継ぐことであり、分収造林事業の根本的な解決には至っていないと評価。また、分収造林事業の継続には多額の行政コストが生じるおそれ。

<あり方検討会委員からの今後の森林整備に関する意見>

- ・森林の公益性を維持管理するために、所有者に代わって、収益性のない森林の管理を行うという方向性はあるのではないか。
- ・採算林は民間にお任せし、自治体は公益性的機能を守るための不採算林の整備、管理に特化すればどうか。

公社林整備のあり方(案)

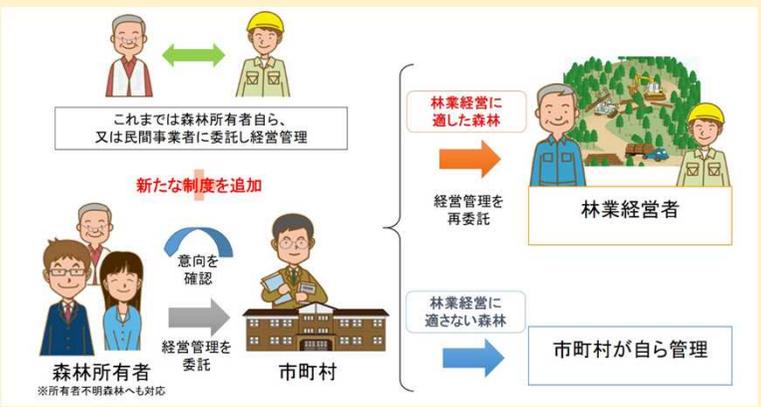
○ 県民への責任、自然への責任、下流への責任を果たすとともに、未だ見えぬ未来を思い琵琶湖の保全を目的に造林を行った**造林公社のレガシーを継承**し、“よりよき祖先”の視点から森林の持つ水源涵養機能を将来に渡り持続的に発揮させるため、未整備森林の解消を目的に、**所有者自身による管理が難しい公社林を、滋賀県と市町の連携による公的管理によって守り育てていくこと**としたい。



奥地水源林（公社林含む）の管理について

<原則論>

- ・原則（民法上・森林経営管理法上）森林管理は所有者責任
- ・所有者が管理できない森林は森林経営管理制度により市町村の責任で管理することとなっている。



<県と市町の役割分担>

平成31年4月1日に策定した「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の用途に関する基本方針」で、以下のとおり整理。

	琵琶湖森林づくり県民税	森林環境譲与税
用途の考え方	環境重視と県民協働の視点に立った施策で、森林経営管理法に基づく市町の支援等以外	森林経営管理法に基づく施策
県の用途	水源涵養などの機能が広域に発揮される奥地での針広混交林化等	森林経営管理法に基づく市町の支援等
市町の用途	ニホンジカの捕獲、モデル的な木造公共施設整備、森林環境教育等	放置森林の整備と境界の明確化、地域の森林整備促進につながる県産材の利用等

公社林（不採算林）の契約解除後は、所有者責任による管理 or 森林経営管理法に基づく市町管理が原則

ただし・・・

<課題>

- ・森林経営管理法については、制度創設から5年以上が経過しているが、全国的に実施率が低い。滋賀県でも様々な課題があり、全国平均以下の実施率に留まる状況と認識。

	滋賀県	19市町計
林業職員数	125人	4人
意向調査実施率		5%
全国平均実施率		10%



<造林公社問題のこれまでの経緯>

- ・滋賀県が設置した造林公社で県内2万haで造林事業を実施。
- ・将来に持続的な水源涵養機能の維持保全を条件に多額の債権放棄を下流自治体をお願いしてきた経過。

奥地水源林（公社林含む）について、県と市町が協力して整備、管理できる体制（組織、財源、情報）の構築について検討したい。